令和5年度第1回総会(月例)議事録

時 H 令和5年4月28日(金) 午前10時開会 場 所 市役所みなと大通り別館6階 ソーホーかごしま会議室 出席委員 上入來 幸一(会長) 仮屋 幸孝(会長代理) 弟子丸 宗一(運営委員) (19名) 有村 伊智博 岩元 節朗 上四元 正昭 池田 晃 園山 一則 豊留 辰男 鳥丸 俊秀 永尾 寛 中村 秀彦 鳩宿 隆雄 批榔 稔 福永 大悟 横峯 明人 穂満 和廣 堀之内 薫 本多 剛 欠席委員 (0名) 事 務 局 事務局長 種村 主幹 新村 支局主任 濵畑、陣ケ尾、村田、溝川、山﨑、小山田、小村、児之原、吉永 専門員 内村、髙山、吉満、渡邉 主査 帖地、安樂、上﨑 主任 宮元 主事 飯泉 矢崎、米倉、西、平川 主 任 農政総務課 主 任 遠屋 1 農地法第3条許可申請に関する件 議 題 2 農地転用事業計画変更に関する件 3 農地法第5条許可申請に関する件 4 非農地認定に関する件 5 農用地利用変更届出に関する件 6 農用地利用集積計画に関する件 農業振興地域整備計画変更(除外)に係る意見書に関する件 8 令和5年度 最適化活動の目標設定の修正について 法務局から照会のあった農地等の現況について 報告事項 1 2 国土利用計画法による届出土地に関する調書について 農地法第3条の3届出専決に関する報告について 4 農地法第4条・5条届出専決に関する報告について 鹿児島の農地「貸したい」「借りたい」総点検の実施状況について

開 会(午前10時)

議 長

定刻になりましたので、ただ今から、令和5年度第1回総会を開催いたします。 まず、事務局から連絡事項があります。

資料の修正についてお知らせです。

喜 入 支 局

議題3・「農地法第5条許可申請に関する件」の番号36号、周囲の状況及び被害防除計画の欄について、「東…貸人畑」を「東・北…貸人田」に訂正し、「北…貸人田」の削除をお願いいたします。

事 務 局

議題1「農地法第3条許可申請に関する件」議題6「農用地利用集積計画に関する件」についてご案内します。

2つの議題中備考欄に「地域計画予定区域内・区域外」の表記を今回総会から加えました。

令和5年2月第12回総会で既にご案内しましたが、今月施行された改正農業 経営基盤強化促進法により地域計画の策定が法定化されることになりました。

今後この区域内での農地の権利移動などは、計画地図の実現に支障がないようなものであることが求められますが、本市を含め各市町村では計画策定が始まったばかりでございますので、計画が策定されるまでの間、予定地域を判別できるようにしたものでございます。

以上で説明を終わります。

本日は、審議に入ります前に、4月1日付けで行われました、事務局職員の人 事異動について、事務局から紹介をお願いします。

議 長

(主幹から各支局の支局主任並びに職員紹介)

それでは、本日の出席委員数について報告いたします。

19人中19人の出席で、全員の出席でございますので、会は成立いたしております。

次に、議事録署名者を決めなければなりませんが、私からご指名申し上げてよろしいでしょうか。

(異議なしの声)

それでは、仮屋委員、鳩屋委員にお願いいたします。

今回は、会長の依頼により、農政総務課の担当者に出席していただいております。

それでは、議題の審議に入ってまいります。

				議	
	議題1.農地法第3条許可申請に関する件				
議			長	1ページ〜3ページ 10件 それでは、議題1「農地法第3条許可申請に関する件」を審議します。 まず、谷山、9番委員お願いします。	
9	番	委	員	ご報告します。 番号1号、申請理由:相手要望、規模拡大、権利の種別:所有権移転、売買。 番号2号、相手要望、新規就農、所有権移転、売買。 以上です。	
議			長	次に、吉野、6番委員お願いします。	
6	番	委	旦	ご報告します。 番号3号、労力不足、規模拡大、所有権移転、売買。 番号4号、労力不足、規模拡大、所有権移転、売買。 番号5号、労力不足、新規就農、所有権移転、売買。 以上です。	
議			長	次に、喜入、7番委員お願いします。	
7	番	委		ご報告します。 番号6号、贈与、受贈、所有権移転、贈与。 この件について補足説明をいたします。 譲受人は現在、経営農地はありませんが、以前から市内において営農を手伝っ ていることから、新規就農には該当しません。 以上です。	
議			長	次に、松元、3番委員お願いします。	
3	番	委		ご報告します。 番号7号、贈与、受贈、所有権移転、贈与。 番号8号、贈与、受贈、所有権移転、贈与。 。この件について補足説明いたします。 譲受人は現在、経営農地はありませんが、親の農地の耕作を手伝い等しながら 20年以上、農作業経験があるため、新規就農には該当しません。 今回、農地を取得するにあたり、3条許可の申請を行うものであります。 番号10号、贈与、受贈、所有権移転、贈与。 以上です。	

議		長	ただ今、それぞれ調査員から説明がありました。 別冊資料1にありますように、今回の第3条案件の全ては、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。お目通しをお願いいたします。 これより、審議に入ります。何か、ご意見、ご質問等はございませんか。 [2番委員挙手あり] はい、2番委員どうぞ。
2	番委	員	一般的なことをお聞きしたのですが、下限面積が撤廃されております。許可をするにあたって、我々が気を付けなければならないこと、今までと違ったことの資料や案内があれば教えて下さい。
事	務	局	その点につきましては、下限面積要件は無くなりましたが、残りの要件、例えばその農地を全面的に効率的に利用するのか、法人であれば農地所有適格法人以外が権利を取得する場合ではないのか、農作業に常時従事すると認められるのか等、これらの要件についてはこれまでの3条許可と同じでございます。基本的には下限面積が無くなったが、他の要件は今までどおりであると理解していただければよろしいのではないかと思います。
2	番委	員	わかりました。
事	務	局	地域計画についてお答えします。地域計画は4月から策定するように法令化されているのですが、当局の農政部局の方で、この辺りが地域計画としてふさわしいのではないかという地域を絞り込んでおります。最終的に土地所有者の方、集落の方等地域の方々との話し合いで、地域計画の区域が定まっていきますので、今の段階では、市側の案ということでご理解いただきたいと思っております。以上です。
2	番委	員	案であれば、全く今までどおりの許可でいいということなのですか。
事	務	局	地域計画内に有る無しに関わらず、3条取得については、今までどおりで構いません。地域計画ができた段階におきましては、地域計画に定められた方以外での3条取得は認められなくなります。現段階においては今までと変わりがございません。以上です。
2	番委	員	わかりました。 地域計画はいつ頃決まるのかわかっていますか。

事務局	地域の話し合い、縦覧、告示を経て策定という形になります。法令上において
事 幼 加	は、令和7年3月までに策定しなさいとなっております。最後は決まっているの
	ですが、順次地域での話し合いの状況に応じて、策定されていくものと思っております。以上です。
	りより。以上です。
2 番 委 員	わかりました。
1 3 番委員	3条取得は今までどおりと言われましたが、3条取得後、地域計画に協力をし
	ないという方がいると地域計画を策定するうえで良くないのではないかと思います。地域計画を予定している所の3条取得においては、地域計画ができた時には
	協力するという制限を掛けないといけないのではないかと思います。今までどお
	りというのは違うような気がします。
事 務 局	取得された方についても、地域計画の話し合いの中に参加していただく形にな
	りますが、地域計画が策定される前に、必ず地域計画に協力することという形で の条件は定められないと思っております。したがって、協力を求めるという形に
	なるかと思います。以上です。
13番委員	それでは、今後の計画を立てるのに支障が出てくるのではないかと思います。
	10年ぐらい前に、人・農地プランの担い手農家に位置付けた方がある地域にい
	らっしゃいました。そこの地域の農業をどうしていくかということで、話し合いない。中央出席してこれいです。地域な空、ていくしいるためには
	を開きましたが、一度も出席してこないです。地域を守っていくというためには 地域計画に協力するという制限を掛けておかないと、地域計画策定に支障が出て
	くるのではと危惧しております。誓約書まではしなくても、協力するという制限
	を設けることは、3条取得については必要ではないですか。
事 務 局	法の中で制限されてないものを求めるというのはできないかと思います。3条
	申請において、できるだけ協力を求めていけるように検討を重ねていきたいと 思っております。以上です。
1 3 番 委 員	先程言いましたとおり、現に支障が出ているわけです。会議にも出てきてくれない、その後どうでしたかというフォローもない。今から地域計画を立てる地域
	にそういう人がいたら、地域全体の計画が立てられません。令和7年までに地域
	計画を立てなさいということですが、その中身は10年後に誰が作るか明確にしなさいとなっています。今耕作している人達はほとんど高齢者です。若い人がい
	ないです。平均年齢70、80歳です。この人達が10年後にどうするかわから
	ないです。現場サイドとしてはとても困難な取り組みです。だから支障がないよ
	うに、地域計画に協力しますという一言が欲しいと思います。

事 務 局

お話を伺いまして、懸念されていることにつきましては、もっともなことであると思っております。おっしゃられるように、地域計画というのを仕上げるためには、相当な労力をつぎ込まなければいけないことだろうと思っております。そういうような部分の進め方につきましては、農業委員会と農政部門ときちんと検討したいと思います。その中で、新規参入の方は、話し合いに参加してくれるのかというような部分の検討も加えながらやりたいと思います。誓約書的なものが取れればいいのですが、行政としても、法的根拠がないものを押し付けるというのも難しい部分がありますので、どこまでできるかそこも含めて検討させていただきたいと思います。

議長

ほかに、何かご意見、ご質問等はありませんか。

[「異議なし」の声あり]

それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題1「農地法第3条許可申請に関する件」10件につきましては、原案どおり許可することに決定し、申請人に許可書を交付することといたします。

議題2. 農地転用事業計画変更に関する件 4ページ~10ページ 11件

議

次に、議題2「農地転用事業計画変更に関する件」を審議します。

議題3「農地法第5条許可申請に関する件」谷山の番号4、9~28号の案件が、この事業計画変更に関連するので併せて審議していただききたいと思います。 まず、谷山、事務局お願いします。

谷山支局

長

この件について、事務局から説明いたします。(図面掲示)

4ページから 9ページの事業計画変更、番号 1 から 1 0 及び 1 3ページから 1 7ページの 5 条申請番号 9 から 2 8 までは関連がございますので事務局で一括して説明を行います。

申請地は、谷山支所から北北西約4.6kmに位置する第3種農地です。

申請人は、市内で土木不動産業を営む法人で、令和3年11月に農地13筆と 隣接する雑種地等を一体利用した総面積15,315.55㎡に建売住宅29棟、 宅地分譲7区画等とする農地法第5条第1項の申請がなされ、令和3年12月に 許可をしております。

図面をご覧ください。図面中、黄色で塗られているところが区域になります。 その後、令和4年7月に農地法第5条事業計画変更申請及び農地法第4条申請 が提出され、当初の申請地に新たに農地以外の山林等を加え、総面積

16,775.47㎡、建売住宅は29棟から6棟を追加し35棟に、宅地分譲は7区画から9区画を追加し16区画等に規模拡大する申請がなされ、令和4年8月に許可しております。

図面をご覧ください。図面中、規模拡大に伴い追加された土地が赤色で塗られたところとなります。

今回の申請は、申請人が事業を進める中で、建築資材の高騰、地盤の改良工事

等で当初の資金計画を上回る造成工事となったため、建売住宅35棟を建築することが困難となり、35棟のうち10棟は申請人が建築しますが、残り25棟については9社のハウスメーカーに事業を継承し、建売住宅もしくは建築条件付売買予定地として事業継続する旨の事業計画変更申請並びに農地法第5条第1項の申請が提出されました。

図面をご覧ください。赤色と緑色の区画を建売住宅35棟を建築することとしておりましたが、赤色は申請人が建売住宅を建築する区画で、緑色の区画が事業継承をする区画となります。黄色の区画は、農地を含まない宅地分譲地になります。

該地は既に造成工事が終わっており、建築住宅35棟全てを建築できない状を 鑑みて、今回の事業計画変更はやむを得ないものと思われます。申請を受理する にあたっては、鹿児島県農業会議並びに鹿児島県農村振興課にも相談しておりま す。その際に、当初計画の見通しの甘さが事業計画変更をせざるを得ない一因と なったことから、次回の申請人からの申請については、転用の確実性を担保する ため、法定添付書類以外に転用の確実性が担保されるような資料を添付させる必 要があるとの指導を受け、4月25日に申請人に指導を行ったところです。

また、建築条件付き売買予定地につきまして、運用通知の中に許可要件として、 農地転用許可後に係る土地の全てを販売することができないと判断したときは自 ら住宅を建築することとなっておりますが、販売することができないと判断する 時期については運用通知に記載されていないことから、鹿児島県農村振興課に意 見を求めたところ、

- 1棟の建築条件付き売買予定地については、許可から2年
- 2棟の場合は、許可から2年6か月
- 3棟以上の場合は、許可から3年までに住宅を完成する場合に許可することと 提示がありました。

今回、建築条件付き売買予定地として事業を継承する者は、申し上げた基準を満たしております。

以上で説明をおわります。

議長

次に、谷山、9番委員お願いします。

9 番 委 員

ご報告します。

番号11号、変更前:建売住宅9棟520.38㎡、通路639.12㎡、庭敷地等1,383.27㎡、変更後:建売住宅11棟632.47㎡、通路662.27㎡、庭敷地等1,614.21㎡、申請事由:当初建売住宅9棟を建築する計画であったが、事業拡大により建売住宅11棟を建築するもの。権利の種別:所有権移転、許可日:令和4年4月28日、許可番号:農委第0325-98号。

番号11は資料11ページの第5条番号4と関連がありますので、併せて読み上げさせていただきます。

番号4号、用途・施設:建売住宅11棟632.47㎡、通路662.27㎡、 庭敷地等1,614.21㎡、周囲の状況及び被害防除計画、東…市道、里道、 西…渡人畑、他人畑、南…他人畑、北…宅地、他人田、境界…ブロック積、コン クリート擁壁、雨水…水路放流、汚水…合併浄化槽、権利の種別:所有権移転、 売買。

この件について、補足して説明いたします。

申請地は、水路に接していませんが、雨水については、里道に新設側溝を設置し既存水路へ放流します。

以上です。

議長

ただいま、事務局及び調査員から説明がありました。

今回の第5条案件の農地の区分は、議案書の農地区分にありますように、全て、第2種、第3種農地に該当すると判断されます。お目通しをお願いいたします。

これより審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はございませんか。

[2番委員挙手あり]

はい、2番委員どうぞ。

2 番 委 員

今回の4条、5条事業計画変更申請は、膨大な面積を変更するとなったわけですが、様々な書類を提出しないとならないわけです。その書類も膨大な量になるわけです。なぜこういうことにならざるを得なかったのか、もう少し詳しく、申請事由の中以外で、その理由があれば教えていただきたいです。こういうことはあってはならないと私は思います。何かありますか。

谷山支局

今回の事業計画変更になった一番理由は、地盤の軟弱性が後からわかって、地盤改良に相当な金額がかかったということで申請になっているのですが、それ以外としましては、当初の計画が合併浄化槽での計画になっていたのですが、途中で下水道の方に変更になったということで、そこでまた下水道の引込とかの費用が必要になったということと、調整池の補強工事が必要となったということで、当初の計画より資金が増えてしまったということで、このような計画変更をせざるを得なくなったという報告を受けております。以上です。

2 番 委 員

この申請人が、最初35棟建築するということで申請したわけですが、ところが、今おっしゃったような理由も含めて、造れなくなったということで、膨大な数の人達に承継人になってもらって、変更したということですが、先程も言いましたとおり、農業委員会に対する書類も膨大になってきているはずだと思います。こういうことがあってはならないと思いますが、申請人が、こういう理由がなかったということにして、膨大な土地を、自分が転用するつもりにしておいて、後々、ここの承継人に分譲して売り出すと。そうやって儲けるのではないかと疑ってしまいます。そういうふうに疑われても仕方ないような事例です。今までこんな膨大に変更する事例はなかったです。こういうことは今後ないように、十分な対策を練った上で許可するということをやっていただきたいと思います。

議 長

ほかに、何かご意見、ご質問等はありませんか。

[「異議なし」の声あり]

それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題2「農地転用事業計画変 更に関する件」11件につきましては、原案どおり承認するものと決定いたしま す。

また、議題3「農地法第5条許可申請に関する件」番号4、 $9\sim28$ 号につきましては、原案どおり許可するものと決定し、申請人に許可書を交付することといたします。

議題3. 農地法第5条許可申請に関する件 11ページ~20ページ 39件

議

長

次に、議題3「農地法第5条許可申請に関する件」を審議します。

議題5「農地利用変更届出に関する件」谷山の番号1号の案件が、この第5条 許可申請に関連するので併せて、審議していただききたいと思います。

また、先ほど谷山の21件につきましては、議題2「農地転用事業計画変更に関する件」と併せて審議しておりますので、それ以外の18件について審議していただききたいと思います。

まず、谷山、9番委員お願いします。

9 番 委 員

ご報告します。

番号1号、用途・施設:建売住宅1棟99.37㎡ 庭敷地等100.63㎡、周囲の状況及び被害防除計画:東…市道、西・南…宅地、北…雑種地、境界…ブロック積、雨水…市道側溝、汚水…合併浄化槽、権利の種別:所有権移転、売買。番号2号、住家1棟102.80㎡、庭敷地等111.20㎡、東・北…渡人畑、西…宅地、南…農道、境界…ブロック積、雨水…農道側溝、汚水…公共下水道、所有権移転、売買。

番号3号、住家1棟100.20㎡、庭敷地等113.80㎡、東・西…宅地南…宅地、他人畑、北…農道、宅地、境界…ブロック積、雨水…農道側溝 汚水…合併浄化槽、所有権移転、売買。

番号5号、住家1棟108.48㎡、庭敷地等389.52㎡、東…宅地、別件農変申請地、西…宅地、貸人畑、南…市道、別件農変申請地、北…水路、境界…ブロック積、コンクリート擁壁、雨水…水路放流、汚水…合併浄化槽、使用貸借権。

番号5は資料23ページの農地利用変更届と番号1と関連がありますので、併せて読み上げさせていただきます。

番号1号、埋立理由・工事内容及び変更後の使用目的:周辺土地より低いため、盛土をして畑として利便性を高める。工事開始日:令和5年5月1日、工事終了日:令和5年6月30日、周囲の状況:東…宅地、西・北…別件5条申請地、南…市道、境界…土留、高さ…0.60m、作物…野菜、搬入土…黒土、シラス。再び、5条許可申請に戻ります。12ページをご覧ください。

番号6号、駐車場984.00㎡、東・南…農道、西・北…他人田、境界…ブロック積、土留 雨水…自然流下、所有権移転、売買。

番号7号、住家1棟83.39㎡、庭敷地等211.61㎡、東…他人畑、西 …宅地、南…原野、北…農道、渡人畑、境界…ブロック積、コンクリート擁壁 雨 水…農道側溝 汚水…合併浄化槽、所有権移転、売買。

番号8号、建売住宅2棟173.74㎡、庭敷地等280.26㎡、東…宅地西・南…渡人田、北…農道、境界…ブロック積、コンクリート擁壁、雨水…農道側溝、汚水…合併浄化槽、所有権移転、売買。

以上です。

議

次に、伊敷、18番委員お願いします。

18番委員

長

長

ご報告します。

番号29号、資材置場15.00㎡、東・西・北…原野、南…雑種地、境界… 土留、雨水…自然流下、所有権移転、売買。

この件につきまして、補足説明を行います。

申請地は道路に接していませんが、申請地への出入りについては南側の譲受人が所有し、駐車場として使用している雑種地を通路として使用します。 以上です。

議

次に、吉野、6番委員お願いします。

6 番 委 員 ご報告します。 番号30号、土捨場28,531.00㎡、東…市道、山林、雑種地、西…市 道、南…市道、宅地、北…市道、農道、境界…コンクリート擁壁、土留、雨水… 調整池、所有権移転、売買。 番号31号、住家1棟56.31㎡、庭敷地等357.69㎡、東・南…渡人 畑、西・北…市道、境界…ブロック積、コンクリート擁壁、雨水…市道側溝、汚 水…合併浄化槽、所有権移転、売買。 以上です。 次に、喜入、7番委員お願いします。 議 長 7 番 委 員 ご報告します。 番号32号、住家1棟99.00㎡、庭敷地等159.00㎡、東・北…別件 5条申請地、西…市道、南…宅地、境界…ブロック積、雨水…水路放流、汚水… 合併浄化槽、所有権移転、売買。 この件について補足説明をいたします。 雨水の水路放流について、申請地は水路と接しておりませんが、別件5条申請 地である番号35の通路を通して水路放流を行います。 番号33号、住家1棟99.37㎡、庭敷地等158.63㎡、法面 84.00㎡、東…渡人田、西・北…別件5条申請地、水路、南…宅地、他人畑、 境界…ブロック積、雨水…水路放流、汚水…合併浄化槽、所有権移転、売買。 番号34号、住家1棟99.37㎡、庭敷地等158.63㎡、法面 84.00㎡、東…貸人田、西・北…別件5条申請地、水路、南…宅地、他人畑、 境界…ブロック積、雨水…水路放流、汚水…合併浄化槽、使用貸借権。 番号35号、通路49.00㎡、東・南…別件5条申請地、西…市道、北…水 路、境界…ブロック積、雨水…水路放流、所有権移転、売買。 番号36号、通路47.00㎡、東・北…貸人田、西…宅地、南…里道、境界 …擁壁、雨水…自然流下、使用貸借権。 以上です。 議 長 次に、松元、3番委員お願いします。 ご報告します。 3 番 委 員 番号37号、住家1棟167.69㎡、庭敷地259.31㎡、東…県道、西・ 南…貸人畑、北…山林、境界…ブロック積、雨水…県道側溝、汚水…合併浄化槽、 使用貸借権。 番号38号、駐車場470.00㎡、転回場等1,154.00㎡、東・南… 宅地、西…他人畑、北…市道、境界…土留、雨水…自然流下、賃貸借権。

次に、郡山、19番委員お願いします。

以上です。

長

議

_	
19番委員	で報告します。 番号39号、住家1棟91.91㎡、 庭敷地等106.44㎡、東・西…宅地、南・北…市道、境界…コンクリート擁壁、ブロック積、雨水…市道側溝、汚水…合併浄化槽、所有権移転、売買。 以上です。
議	ただいま、それぞれ調査員から説明がありました。 今回の第5条案件の農地の区分は、議案書の農地区分にありますように、全て 第2種、第3種農地に該当すると判断されます。お目通しをお願いいたします。 これより審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はございませんか。 [「異議なし」の声あり] それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題3「農地法第5条許可申 請に関する件」18件につきましては、原案どおり許可するものと決定し、申請 人に許可書を交付することといたします。 また、議題5「農地利用変更届出に関する件」番号1号につきましては、原案 どおり受理することに決定いたします。
	議題4. 非農地認定に関する件 2.1ページ~2.2ページ 5.4
議	2 1ページ~2 2ページ 5件
議 1 8 番 委 [21ページ~22ページ 5件 次に、議題4「非農地認定に関する件」を審議します。 まず、伊敷、18番委員お願いします。
18番委員	21ページ~22ページ 5件 次に、議題4「非農地認定に関する件」を審議します。 まず、伊敷、18番委員お願いします。 ご報告します。 番号1号、調査結果:住家1棟、24年経過、現況宅地。 番号2号、調査結果:7535-1、7539-1:孟宗竹自然繁茂、約20年経過、現況山林。8068-4:雑木・孟宗竹自然繁茂、約40年経過、現況山林。 番号3号、調査結果:杉、約40年経過、現況山林。
18番委員	21ページ~22ページ 5件 次に、議題4「非農地認定に関する件」を審議します。まず、伊敷、18番委員お願いします。 ご報告します。 番号1号、調査結果:住家1棟、24年経過、現況宅地。番号2号、調査結果:7535-1、7539-1:孟宗竹自然繁茂、約20年経過、現況山林。8068-4:雑木・孟宗竹自然繁茂、約40年経過、現況山林。番号3号、調査結果:杉、約40年経過、現況山林。以上です。 次に、吉田、4番委員お願いします。

5	番	委	員	ご報告します。 番号5号、調査結果:住家1棟、28年経過、現況宅地。 以上です。
議			長	ただいま、それぞれ調査員から説明がありました。 これより審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はございませんか。 [「異議なし」の声あり] それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題4「非農地認定に関する 件」5件につきましては、原案どおり認定することに決定いたします。 議題5.農地利用変更届出に関する件
				23ページ 1件
議			長	次に、議題5「農地利用変更届出に関する件」の1件ですが、先程、議題3と 併せて審議が終了しております。
				議題6. 農用地利用集積計画に関する件 24ページ~50ページ 44件
議			長	次に、議題6「農用地利用集積計画に関する件」を審議します。 それでは、事務局から説明をお願いします。
事	老		局	始めに議案書の表題が「旧基盤強化法第19条(農用地利用集積計画の公告)」となっている点について、ご説明いたします。 農業経営基盤強化促進法は、令和5年4月1日に改正法が施行され、これまでの「農用地利用集積計画」は、農地中間管理機構法に基づき、「農用地利用集積等促進計画」に変更になっております。 しかしながら、改正法の附則で、施行日から2年を経過する日までの間、又は地域計画が定められ公告される前日までの間は、旧農業経営基盤強化促進法第19条に基づく農用地利用集積計画を公告することができるとされていることから、このような表記になっております。 それでは、資料の24ページをご覧ください。 議案第6号、令和5年4月28日公告予定の農用地利用集積計画集計表について、ご説明申し上げます。 右側の一番下になります。 所有権移転1件、16筆、18,577.19㎡。賃貸借権22件、34筆、27,836.00㎡。使用貸借権21件、45筆、31,898.00㎡。合計44件、95筆、78,311.19㎡です。 これらは、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。 以上で、説明を終わります。

業		ただ△ 車数目から説明がたりよした
議	長	
		これより審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はございませんか。
		[「異議なし」の声あり]
		それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題6「農用地利用集積計画
		に関する件」につきましては、原案どおり、承認することに決定いたします。
	章	議題7.農業振興地域整備計画変更(除外)に係る意見書に関する件
		別冊資料2 1件
議	長	次に、議題7「農業振興地域整備計画変更(除外)に係る意見書に関する件」
		を審議します。別冊資料2です。
		まず、松元、3番委員お願いします。
3 番	委員	ご報告します。2ページです。
	2 /	3、変更後の用途、一般住宅
		4、現況、申出地は石谷町花立地区にあり、松元支所から北東へ約2.0km
		に位置し、東側は渡人畑、西・南側は他人畑、北側は農道に接している。
		5、意見、市長部局による除外理由及び要件別検討結果は別紙調書のとおりで、
		申出地は農用地区域の外周部であり、周辺農地への影響は少なく、計画変更はや
		むを得ないものと思われる。
		転用の際は、他の農地に支障のないよう十分考慮してください。
		以上です。
-34-		
議	長	
		これより審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はございませんか。
		[「異議なし」の声あり]
		それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題7.「農業振興地域整備計
		画変更(除外)に係る意見書に関する件」1件につきましては、原案どおり、承
		認することに決定いたします。
		議題8.令和5年度 最適化活動の目標設定の修正について
		別冊資料 3
議	長	続きまして、議題8「令和5年度 最適化活動の目標設定の修正について」を審
		議します。別冊資料3です。
		それでは、事務局から説明をお願いします。
		, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,

事 務 局

別冊資料3「令和5年度 最適化活動の目標設定の修正について」でございます。 3月の総会でご説明いたしました目標設定について、修正が生じましたので説明いたします。

1ページです。

- 1、最適化活動の成果目標の(2)遊休農地の解消面積についてでございますが、当初、令和4年度末遊休農地の4分の1とするとご説明しておりましたが、規定により、令和3年度の利用状況調査における緑区分の遊休農地面積の5分の1とするということとなっておりましたので、目標値は61.6 h a 、令和4年度と変更ございません。
- 2、最適化活動の目標の(1)推進等が最適化活動を行う日数目標についてでございますが、先月におきましては、1人当たりの活動日数が10日/月となるように設定したと申し上げましたが、3月末現在、令和4年度の1人当たりの活動日数が確定いたしましたので、令和5年度の1人当たりの活動目標といたしましては13日/月となりました。

2ページです。

(2)活動強化月間の目標設定についてでございますが、先月の総会におきましては表示しておりませんでしたので、次のとおり、目標を設定いたしました。 令和5年5月意向把握調査の実施、令和5年8月農地パトロール、令和5年9月 農地パトロール、この3か月を設定月とさせていただきました。

以上です。

議 長

ただいま、事務局から説明がありました。 これより審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はございませんか。

[「異議なし」の声あり]

それでは、議題8「令和5年度 最適化活動の目標設定の修正について」は、 原案どおり、承認することに決定いたします。

議題の審議は以上です。 続きまして、報告事項に入ります。

				事	項
			1. 法務局から照会の)あった農地等の現況に、	ついて
			5 1ページ	~55ページ 5件	
議		長	報告事項1「法務局から関		況について」
			まず、谷山、9番委員お願	頁いします。	
9	番委	員	報告します。51ページで	· -	
				7 日、現况:非農地、訴	香結果:該地は市街化区域内
			にあり、現況非農地である。		7 C
			处理状况:令和5年3月2	29日 鹿児島地万法務	5周个報告済。
			次に、52ページです。		h
			無芸日: 守和5年4月12 は市街化区域内にあり、現2		也、一部農地、調査結果:該地
			処理状況:令和5年4月2		-
			发生代码: 17年0 十年/1/2		7/HJ 1/H 0
議		長		 3願いします。	
F-3/2			у (Т <i>р ж</i> (– - <u>н</u> ж) () (
1	8 番 委	員	報告します。53ページで		
			照会日:令和5年3月10) 日、現況:非農地、調	周査結果:該地は市街化調整区
			域内にあり、現況非農地であ	5 る。	
			処理状況:令和5年3月2	29日 鹿児島地方法務	5局へ報告済。
議		長	次に、喜入、7番委員お願	質いします。	
	亚 壬	旦	却生工士士 日本の ごっ	5. -	
(番委	貝	報告します。54ページで	, ,	男査結果:該地は区域区分の定
			思云ロ・P和3年3月23 めのない都市計画区域内にあ		
			処理状況:令和5年4月1		
			CZ.W.W. 17410 1711		THE DESCRIPTION
議		長		 3願いします。	
1	9 番 委	員	報告します。55ページで	ゔす。	
			照会日:令和4年4月5日	日、現況:非農地、調査	至結果:該地は都市計画区域外
			にあり、現況非農地である。		
			処理状況:令和5年4月]	17日 鹿児島地方法務	5局へ報告済。
				→ □	#11
			2. 国土利用計画法によ	る届出土地に関する調? ページ 1件	量について こうしゅう
議		長		• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	土地に関する調書について」
戓		又	次に、報言事項2 国工作 それでは、吉野、事務局は		上述に因りる驷音にブバー(]
			しれいしいよ、 ロギ、 事物川イ	UMR V ・レ み ソ o	
1					

吉 野 支 局

この件につきまして、事務局からご報告申し上げます。

56ページです。

この調書は、市街化区域内の2,000㎡以上の土地の売買であるため、申請人から本市の土地利用調整課に国土利用計画法の規定による届出書が3月27日に提出されました。

申請地が農地であったことから、農業委員会事務局に意見を求められ、回答したものです。

表内の左側1の「申請等に係る事項等」の欄ですが、譲受人、譲渡人、農地の所在は記載のとおりであり、地目別面積は(畑)2,720.46㎡、転用目的は宅地分譲です。

次に「2 農地の区分等」ですが、申請地は市街化区域内にあるため、市街化 区域内農地に該当します。

次に「3 他の土地利用計画との関係」の欄の「農業振興地域整備計画との関係」ですが、農業振興地域外及び農用地区域外です。

「その他の土地利用計画との関係」ですが、「届出地には市街化区域内にある農地ですので、転用の際は農地法第5条転用届出必要です。」と土地利用調整課に4月4日に回答したところです。

以上で報告を終わります。

3. 農地法第3条の3届出専決に関する報告について 57ページ~59ページ 14件

議長

次に、報告事項3「農地法第3条の3届出専決に関する報告について」報告事項4「農地法第4条・5条届出専決に関する報告について」 事務局の報告をお願いします。

事 務 局

57ページをお開きください。

報告事項3「農地法第3条の3届出専決に関する報告」の集計表です。

この専決処理は、農地等について相続などで権利の取得があった場合は、市町村の農業委員会に届出を要するもので、今回の届出は14件です。

登記地目別では、田19筆、13, 200. 00㎡、畑26筆、13, 3746 2㎡となっております。取得した事由別数は、相続が14件。権利の種別は、所有権が14件。農業委員会によるあっせん等は、無が14件となっております。58ページから59ページは、農地法第3条の3関係の内容です。

お目通しをお願いいたします。

4. 農地法第4条・5条届出専決に関する報告について 60ページ~65ページ 17件 事 務 60ページをお開きください。 局 報告事項4「農地法第4条・第5条届出専決に関する報告」の集計表です。 これらは、市街化区域内農地の転用届出に関するもので、事務局長の専決で処 理したものです。 転用目的別では、第4条関係では、多い順に一般住宅、倉庫が各1件、合計2 件となっております。 第5条関係では、多い順に一般住宅が10件、資材置場が4件、駐車場が1件、 合計15件となっております。 61ページは4条関係2件、62ページから65ページは5条関係15件の内 容です。お目通しをお願いいたします。 5. 鹿児島の農地「貸したい」「借りたい」総点検の実施状況について 別冊資料4 次に、報告事項5「鹿児島の農地「貸したい」「借りたい」総点検の実施状況に 議 長 ついて」 それでは、事務局の報告をお願いします。 事 務 局 報告事項5「鹿児島の農地「貸したい」「借りたい」総点検の実施状況について」 報告いたします。 別冊資料4をご覧下さい。 表の一番下の合計欄をご覧下さい。 まず、二段書きの上の段の2月分については、訪問戸数90戸、うち不在11 戸、調査回答戸数79戸、貸出希望7戸111.02a、借入希望、貸出実績、 借入実績、中間管理事業活用実績はありませんでした。 各地区の実績、累計についてはお目通しをお願いします。 総点検実施報告につきましては3月から中止しておりますので、報告につきま しても今月以降、一旦中止させていただきます。 以上で報告を終わります。

議		長	ありがとうございました。
			(議事終了:午前10時57分)
			続きまして、事務局から何か連絡事項等はございませんか。
事	務	局	令和5年度第2回総会(月例)開催日時は、
			5月29日(月)午前10時開会 みなと大通り別館6階 ソーホーかごしま会議室
議		長	以上で、本日の総会を終了いたします。
			閉 会(午前11時00分)